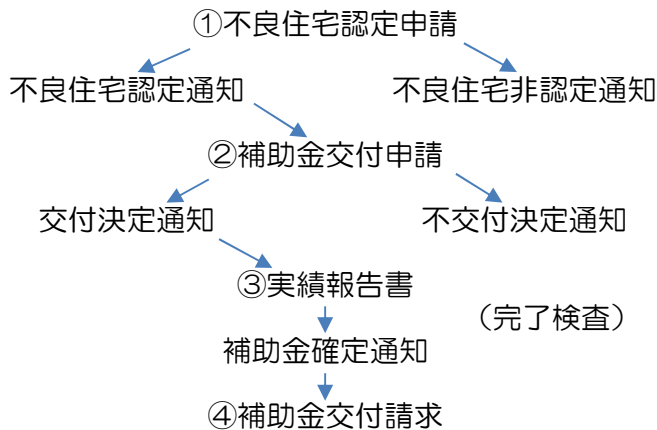


下市町空き家再生等推進事業（除却）に伴う注意事項等

注意事項

- 下市町内にある居住用であった空き家の除去事業（住居の解体、その廃材の撤去及び処分、除却後の整地を含む）が対象となります。
- 建築物除却後の更地は、固定資産税の住宅用地の特例の軽減措置がなくなる為、次年度から増税になる場合があります。詳しくは、税務課にお問い合わせください。
- 交付申請時、施工業者の土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可書の写し、または解体工事業の登録通知書の写しが必要です。
- 対象建築物の存する自治会への報告（交付申請前、着工前、竣工後の3回）が必要です。
- 交付決定を受ける前に工事契約をしないでください。
- 事業は、申請する年度の11月初めまでに空家除却工事を着工してください。

申請手続きフロー



必要書類

①	• 不良住宅認定申請書（第1号様式）
	• 対象建築物の不動産登記事項証明書等（所有権等を証明できる書類）
	• 対象建築物の位置図
	• 対象建築物の現況写真
	• その他、町長が必要と認める書類
②	• 下市町空き家再生等推進事業（除却）補助金交付申請書（第5号様式）
	• 対象建築物の不動産登記事項証明書等（所有権等を証明できる書類）
	• 町税の納税証明書
	• 補助対象事業の見積書の写し（対象工事とそれ以外の工事を明確に分離したもの）
	• 施工業者の土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可書の写し、または解体工事業の登録通知書の写し
	• 共有者がいる場合、全員の同意書又は共有代表者による紛争等が生じた場合の確約書
	• 抵当権等がある場合、当該権利者の同意書
	• 申請者と所有者が異なる場合、所有者の同意書
	• 申請者と土地所有者が異なる場合、土地所有者の同意書
	• その他、町長が必要と認める書類
③	• 実績報告書（第11号様式）
	• 補助対象事業契約書の写し
	• 補助対象事業の写真（着工前、施工中及び竣工後）
	• 補助対象事業の領収書及び明細書の写し
	• その他町長が必要と認める書類